



報道機関 各位

記者発表資料
令和5年3月17日（金）
問い合わせ先：営業課
課長：堀口
担当：服部、磯部
電話：714-3084

入所系社会福祉施設を対象とした水道料金の減額を実施します

物価高騰の影響を受けている入所系社会福祉施設の一部を対象に水道料金の減額を次のとおり実施します。

1 目的

本市で実施している個人向けの水道料金の減額を受けることが難しい入所系の社会福祉施設の一部に対して、水道料金を減額することで、その運営の一助とします。

2 対象施設

以下のすべてに該当する施設

- ・ 申込時点で、さいたま市の指定等を受けている市内にある入所系の高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設
- ・ 福祉施設とその他の施設が一つの建物（一つの水道メータ）に混在している場合は、当該福祉施設がその建物の水道使用の過半を占めているもの
- ・ 申込時点で休止中又は休止届もしくは廃止届を市に提出している施設ではない
- ・ 市直営の施設、指定管理事業所ではない

（対象：約800施設）

3 減額する金額

水道料金の10%を減額（4か月分）

- ・ 申込み後、減額認定を受けた日の翌日以降の最初の検針分から4か月分
- ・ 当該検針日に申込日から事業を継続して実施している場合のみ減額

4 申込期間

令和5年4月3日（月）から令和5年7月31日（月）まで（必着）

5 申込方法

施設の所在する区ごとに水道局の北部又は南部水道営業所へ（１）及び（２）を郵送又は持参

（１）入所系施設に対する水道料金減額申込書

- ・ 申込書は市ホームページからダウンロード

（２）使用水量等のお知らせなど、市から発行された水道の利用者番号がわかる書類のコピー

【申込書の提出先】

| | |
|--------------------------|--|
| 西区、北区、見沼区、大宮区、岩槻区の所在地の施設 | 〒331-0805 さいたま市北区盆栽町 200 番地 1 北部水道営業所 検針係 |
| 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の所在地の施設 | 〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目 18 番 2 号 南部水道営業所 検針係 |

6 周知方法

（１） 3月1日時点で市へ届出等がある事業所のうち対象と思われる運営者へ案内を送付

（２） 市ホームページ

URL：<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/045/002/p096051.html>

（トップページ＞暮らし・手続き＞上下水道・ごみ＞上水道＞水道料金・届出ガイド＞水道料金について＞入所系社会福祉施設を対象とした水道料金の減額を実施します）

7 問合せ先

さいたま市 水道局電話受付センター

電話 048-665-3220

FAX 048-665-5536

受付時間：8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

※参考

減額の対象となる施設

| | |
|--------|---|
| 高齢者施設 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 障害者施設 | 障害児入所支援施設、生活ホーム 次の事業を実施している施設（共同生活援助、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、療養介護） |
| 児童福祉施設 | 助産施設、乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム |